

仕様書

1 業務名

市の瀬水源地 No. 2 吐出電動弁取替業務

2 実施場所

下関市豊北町大字粟野字丸山 2 3 1 2 - 1 市の瀬水源地

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

4 実施内容

(1) 既設電動弁撤去処分

ア 既設電動弁（別図 1）の離線及び撤去を行い、撤去した機器については場内から搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

イ 既設電動弁撤去後、接続箇所等の清掃を行うこと。

(2) 新設電動弁設置

ア 新設電動弁の据付及び結線を行うこと。

イ 取外した各フランジ箇所は、非アスベストシートガスケットを使用してフランジ接合を行うこと。

ウ 金属製可とう電線管の取替えを行うこと。

(3) 新設電動弁動作試験

設置完了後、絶縁抵抗測定を行い、機器動作試験時に電流測定及びその他異常の有無確認を行うこと。

5 新設電動弁仕様

(1) 水道用仕切弁

ア 製造	株式会社 清水鐵工所
イ 製品名	電動式仕切弁（片勾配）
ウ 口径	125mm JIS 20KR F
エ 弁軸方式	外ねじ式
オ 据付方法	平置き形
カ 試験圧力	3.0MPa（耐圧）
キ 弁座漏れ	2.2MPa

ク 主要材質 弁 箱：F C D 4 5 0 - 1 0  
弁 体：F C D 4 5 0 - 1 0  
弁 棒：S U S 4 0 3  
弁箱弁座：S U S 3 0 4  
弁体弁座：S U S 4 0 3

ケ 面間寸法 3 8 1 m m

コ 概算質量 約 1 7 5 k g

## (2) 電動操作機

ア 製 造 西部電機 株式会社  
イ 本体形式 L T K D - 0 2  
ウ 出 力 0 . 4 k W  
エ 制御電源 単相 2 2 0 V 6 0 H z  
オ 動力電源 三相 2 2 0 V 6 0 H z  
カ 開閉時間 約 7 2 秒  
キ 回転速度 1 5 . 5 m i n <sup>-1</sup>  
ク ハンドル 約 1 8 . 5 回転  
ケ 定格電流 2 . 2 A  
コ 始動電流 1 0 . 6 A

## (3) 塗装

ア 内面塗装 水道用エポキシ樹脂粉体塗料  
イ 外面塗装 ポリウレタン樹脂塗料／メーカー標準色（灰色）

## (4) その他

ア フランジ接合材

(ア)  $\phi 1 2 5 \text{ mm} \times \text{J I S 2 0 K}$

非アスベストシートガスケット ( $t = 3 \text{ mm}$ )  $\times 2$  枚

(イ)  $\phi 2 0 0 \text{ mm} \times \text{J I S 2 0 K}$

非アスベストシートガスケット ( $t = 3 \text{ mm}$ )  $\times 3$  枚

(ウ) S U S 製ボルト、ナット及びワッシャー M 2 2  $\times$  1 6 組

イ 金属製可とう電線管

(ア)  $\phi 2 2 \times 1$

(イ)  $\phi 28 \times 1$

(ウ) 防水コネクタ一式

## 6 撤去処分対象機器

### (1) 吐出電動弁

ア 製造 角田鉄工 株式会社  
イ 製品名 電動式 片勾配形 外ねじ仕切弁  
ウ 形式 S300-125  
エ 口径 125mm JIS 20KRFB  
オ 面間寸法 381mm  
カ 弁軸方式 外ねじ式  
キ 製造年 1992年

### (2) 電動操作機

ア 製造 島津エミット 株式会社  
イ 本体形式 SS-14A  
ウ 出力 0.4kW 4P  
エ 制御電源 240V (MAX)  
オ 動力電源 220V  
カ 製造年 1992年  
キ 製造番号 J1H2107-4

## 7 提出書類

(1) 機器製作仕様書・製作図承諾申請書 2部 (1部返却)

(2) 成果報告書

(3) 完成図書 1部

ア 機器製作図  
イ 機器構造図及び機器寸法図  
ウ 工場試験成績表  
エ 維持管理に必要な運転要領書 (取扱説明書等)

(4) 設備台帳登録用データ (CD-R) 1式

ア 機器製作図 (形式: PDF又はTIFF)  
イ 機器構造図及び機器寸法図 (形式: PDF)

ウ 工場試験成績表（形式：PDF）

エ 取扱説明書（形式：PDF）

オ 業務写真（形式：PDF）

（5）業務写真（実施前、実施中、実施後） 1部

（6）業務打ち合わせ簿 随時

## 8 実施に当たっての注意事項

（1）業務を実施するに当たり、水道工事標準仕様書、水道管布設工事共通仕様書、関係法令等を遵守すること。

（2）業務の実施日時は、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、業務上で必要がある場合は、委託者及び受託者で協議の上、時間を変更して業務を行うことができる。

（3）受託者は、業務の実施前に現地調査を行い、作業が円滑に行えるよう事前に確認すること。

（4）受託者は、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。

（5）機器の積み下ろしに際しては、人力又はクレーン等により行うが、衝撃等を与えず、機器を損傷させないように十分に注意すること。

（6）材料は直接地面に接しないように副資材を利用して敷物の上に置き、直射日光、ほこり等を避け保管すること。

（7）機器の搬入及び搬出など騒音・振動を伴う作業に当たっては、環境保全に十分配慮し、排出ガス対策型機械等を使用するなど、防止対策に万全を期すこと。

（8）動力電源の遮断等については、委託者が行うこととする。

（9）既設構造物に損傷を与えたときは、速やかに委託者に報告し、受託者の負担で復旧すること。

（10）ポンプ室（地下1F）に常時設置している現場手動式チェーンブロック（2.0t吊）を使用する際は、事前に点検を行い、安全性を確認して使用すること。

（11）鍵の受け渡し方法及び返却方法については、委託者と協議し決定する。

（12）受託者は、本仕様書等に明示していない事項であっても、実施又は技術

上当然必要と認められる箇所は、委託者と協議の上実施に当たること。

## 9 その他

- (1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。

以上